

## 報告第1号

### 令和4年度の事業計画

令和4年は、水産基本計画の見直しの年であり、遠洋漁業については、国際規制の強化に加え、魚価の低迷、船員の高齢化や慢性的な船員不足等、漁業経営を取り巻く環境は引き続き非常に厳しい状況が見込まれる。これを受けて、水産基本計画の見直しに当たっては、遠洋漁業が抱えている諸問題や関係する二国間協議や地域漁業機関等を介して遠洋漁業の存続が図られるよう関係当局へ働きかける。特に、入漁先国のニーズを踏まえた操業が確保出来るよう、制度の効果的な運用についても実現に努める。一方、世界的規模で発生した新型コロナウイルス感染拡大は、感染力の高いオミクロン株の新たな感染拡大により、未だ収束の兆しが見えておらず、人・物の移動や企業活動、飲食、観光、イベントなどへの影響も、今後どのように推移していくか予断を許さない。

漁業生産及び流通も、新型コロナ感染状況に大きく影響された上、漁船漁業経営や水産資源を取り巻く環境は、年々厳しさを増している。令和4年も、水産業の生産の核となる漁船漁業を今後どう発展させ維持していくかは、喫緊の最重要課題である。その中で、現状の漁船の活動維持や新船の建造計画などを積極的に支援していく。また、本年度も引き続き漁場の安定確保、コスト削減と生産物の質の向上に務め、漁業経営が向上するよう支援していく。

どの時代でも共通しているのは国民の生存に不可欠な食料問題である。我が国水産業の中で、水産物の生産手段である我が国の漁船漁業の衰退に歯止めがかからない状況であるが、その原因となる本質を見極め、我が国漁船漁業を牽引してきた遠洋漁業の役割と使命を再度認識する必要がある。当協会は、漁船漁業の中核となる使命を果たす役割を担っている重要な漁船漁業の団体の一つであり、これからも会員と共に、その役割と使命を共に果たす覚悟である。

かかる情勢を踏まえ、遠洋トロール漁業等の維持存続のための課題として、引き続き次の点に積極的に取り組む。

第一は、自由民主党水産総合調査会で立ち上げられた遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム（遠洋 PT）に提言した諸課題について、未だ取り組まれていない課題については、実現出来るよう最大の努力を傾注する。我が国遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の200海里内水域での操業機会の確保の重要性が高まっている。外国の200海里内での操業機会確保には、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要であり、このことは、新船建造の条件を大きく左右することにもなる。そのため、会員各位および関係団体と

歩調を合わせ、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な国際競争力強化のため、漁船の船籍サスペンド制度の実現など、必要な規制緩和と関係法令の改正などにも引き続き積極的に取り組む。

第二は、国際条約水域への取り組みである。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題への対応を含め資源管理が一段と強化される宿命にある。国際条約水域での安定的な操業機会の維持・確保のため、毎年開催される年次会議や作業部会等について官民一体となって、積極的に参加し、水産資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに務める。具体的には、NAFO（北西大西洋漁業機構）、SIOFA（南インド洋漁業委員会）、CCAMLR（南極生物保存条約）、SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）、NPFCA（北太平洋漁業委員会）などの当該漁場の操業の安定、維持の確保に努める。

第三は、遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大である。遠洋底引網漁業等で漁獲するカラスガレイ、アカウオ、クサカリツボダイ、キンメダイなど我が国市場に定着しているものもあるが、未だに市場から十分な評価を得ていない漁獲物も多く、これら魚種の市場開拓に取り組む。尚、政府の水産物輸出振興策による遠洋漁船の漁獲物の外地からの輸出については、現在水産庁が中心となり当該国と交渉中であるが、関係団体とも歩調を合わせ、今後とも漁獲物の世界市場を開拓する。

我が国が2012年をもって撤退した南極海域でのオキアミ操業の再開実現可能性に関する中間調査報告書を取りまとめたが、現在は、中国・韓国・ノルウェー等の新たな操業国が台頭し、また、日本と同様一旦撤退したロシアも正式にオキアミ操業再開を宣言するなど関係国は南極海域のオキアミ利用権益確保に国を挙げて取り組んでいる。早晚各国による権益の固定化が危惧されており、本年度は、オキアミ操業再開実現のためのより掘り下げた詳細な調査が不可欠であり、国の協力を得ながら再開の可能性を見据えて引き続き積極的に調査に取り組む。

NZ水域で操業している我が国最後のすり身漁船である第87富丸の代船建造については、我が国の造船所での建造が出来なくなったことから、外国での建造を余儀なくされたが、海外漁業協力財団の協力を得て、早急に新船建造に着手できるよう当協会としても全面的に支援する。

## I. 国際対策事業

2021年も、前年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大で多くの国際機関に関わる会議が中止、延期又はウェブ会議の形式で行われたが、2022年の国際対策事業の実施については、新型コロナウイルス感染状況、ロシアによるウクライナ侵攻等の国際環境により不確実な面もあるが、下記の対応を行う。

### 1. 北方水域関係

#### (1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

天皇海山でのクサカリツボダイの漁獲が2012年の豊漁を最後に極端な不漁が続いている。日本はクサカリツボダイにおいて「順応的管理」を実施中であり、通常期の日本向け漁獲枠は500トンとし、クサカリツボダイの卓越を検出するためのモニタリング調査を実施している。キンメダイではコッドエンドの最小内径を130mmとしている。2021年度からは、VME保護のため着底禁止海域を2か所設定しており、着底状況の記録も行っており、現在なおその実効性の確認を進めており、2021年の科学委員会小委員会では、日本の取り組みを継続して確認することが承認されている。2022年度は、これらの取り組みを継続し、漁業の維持存続を確保できる保存管理措置の設定に努める。

天皇海山は、当協会会員の漁業経営の最重要漁場の一つであり、将来も継続的な権益の確保を図りつつ、安定的な漁業経営が可能となるよう、わが国政府（水産庁、水産資源研究所等）と連携し、科学委員会、年次会合等に参加する。

#### (2) ベーリング公海条約

メールベースで開催されている年次会合でわが国が提起しているベーリング公海のスケトウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）の見直しについて、引き続き議論が深まるよう、関係者の取組を支援する。

### 2. 南方水域関係

#### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

①日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要な漁獲枠の確保に努め、科学理事会、年次会合など、NAFO関連会合に必要な応じて研究者や協会職員の派遣を行う。また、日本漁船の円滑な操業が継続できるよう、カナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

②カラスガレイのHCR（Harvest Control Rule）に関して2022年の科学委員会でEC（Exceptional Circumstance）が起きたことが議論される見込みであり、カナダ業界とも協同して外部専門家の活用を検討する。

③NAFO海域の乗船オブザーバーの要件（独立性の確保）に基づき当協会として、引き続き第三者オブザーバー派遣業務に係わっていくこととする。

## (2) CCAMLR（南極生物保存条約）

同海域で操業する漁船は、コロナ禍で着業が遅れたものの、令和2年から新造船での操業を行っている。一方、欧米各国がMPA（海洋保護区）の設定に積極的になっており、これらへの対応も重要度が増している。より安定した漁業経営と調査漁獲への貢献が出来るよう、諸条件の改善を目指し、関係機関、関係者の支援を得て新たな操業海区や必要な漁獲枠の維持確保に努め、CCAMLR関連会合に参加する。

## (3) ニュージーランド水域

2016年のNZ転籍義務化に伴いNZに転籍を余儀なくされた漁船に対して、引き続き漁獲物の国内搬入に対する支援を行う。

## (4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

2022年はTAC検討年ではないが、コロナ禍で2年間ウェブ会議となったことから対面会議が予定されており、必要に応じて職員を派遣し、関係省庁と協力して我が国漁船の操業機会確保に努めるとともに開発漁業申請を行い、利用可能漁場の拡大に努める。

## (5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及びSIODFA(南インド洋深海漁業協会)

①2020年から外部コンサルタントを活用したキンメ資源に関する評価作業が進められており、我が国漁業にとって不利にならないよう関係科学者、省庁に働きかけを行うとともに必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

②SIODFAについても当協会会員企業との関係を考慮しつつ、出来るだけ同団体との協力的関係を維持しつつSIOFAや環境保護団体等への対応を図るよう努める。

## 3. その他の水域

当協会会員が関係する合弁企業による事業については、従来に引き続き、相手国の政府関係者や業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな海域、各国のEEZなどでの操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

## 4. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等に既存遠洋底魚漁業の維持発展、新規事業・漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出が可能となるよう国内制度の改善とともに相手国政府との合意形成が加速するよう関係機関への働きかけを行う。

③関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

④遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないように反漁業活動の阻止や貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携して ICFA（国際水産連合）、FAO（国連食糧農業機関）等への働きかけを行うとともに関係会員を中心に、必要に応じ、コロナ禍等の国際状況の影響等を勘案しつつ、遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

⑤過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力して FAO、国連等への働きかけを行う。また、2015年から国連で始まった公海域における海洋生物多様性の保存と持続的利用に関する条約作成交渉は 2019 年より開始されており、その動向は、将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから、動向を注視し、必要に応じて政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

⑥オキアミ操業再開プロジェクトにおけるフィジビリティスタディ調査を継続し、近い将来の我が国の南極海におけるオキアミ操業再開、オキアミ資源の権益確保を目指す。

## II. 国内対策事業

(1) コロナ禍の下での国際物流の大混乱、SDGs への取り組みの動きに加え、原油減産やウクライナ情勢などによる燃油高騰は、経費の約 3 割近くを燃油が占める漁船漁業にとっては死活問題となっており、燃油セーフティネット事業は、非常に重要な取り組みとなっている。今年度から省エネの取り組みが義務化される一方で積み立て単価が引き上げられたが、引き続き支援が着実に受けられるよう、円滑な手続きを進める。

(2) 漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」の加入要件は、2021 年に改定された新しい資源管理方針に基づき令和 5 年までに原則として IQ に基づく資源管理又は関係漁業者による資源管理協定に基づく管理が条件とされることから、加入継続を図り、漁業所得補償対策の実施を継続するため、対象となる漁業における制度適用が円滑に進められるように支援する。

(3) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務専

門委員会と協力し、IMO（国際海事機関）関係の SOLAS 条約（海上人命安全条約）、MARPOL 条約（船舶における海洋汚染防止条約）、ケープタウン条約（トレモリノス漁船安全条約議定書改正の実施に関するケープタウン協定）、STCW-F 条約（漁船乗組員訓練・資格証明・当直に関する条約）、ポーラーコード（IMO および ILO における極海域航行時の上乗せ規則）に関して、情報収集を行い、条約策定過程や国内法制度化に際して業界の意見を反映させ、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。特に STCW-F は数年後に国内法制度化が予定されており、漁業の実態を踏まえた法定職員の配乗を実現するため、水産庁、国交省、各団体、海員組合などと協調して取り組む。

(4) 全国水産物輸入対策協議会の活動に積極的に参加し、TPP 合意後の水産権益の確保を中心に EPA、WTO 等の諸問題に対応していく。

(5) マルシップ管理委員会に出席し、会員各社と情報を共有し、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(6) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外魚などのほか、既存魚種の販路の拡大など、市場開拓活動を行う。

(7) 新規就労者の確保に向け、(一社)大日本水産会の会員である業界団体等と行政、水産高校等が連携して実施されている漁船乗組員確保育成プロジェクトに積極的に参加し、プロジェクトの効果の実現を図る。

(8) 輸入割当管理について、引き続き適切な運営を図る。

(9) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げた(一社)マリン・エコ・ラベル・ジャパン(MEL ジャパン)の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与、協力する。

### Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性と重要性について引き続き広く一般の認識醸成に取組み、併せて国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。